

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和7年2月17日

地方独立行政法人 下関市立市民病院
理事長 田中雅夫

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度下関市立市民病院産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務委託

(2) 内容

別紙1「令和7年度下関市立市民病院産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務仕様書」のとおりに

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札参加条件

- (1) 地方独立行政法人下関市立市民病院契約事務取扱規程第2条第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 下関市の競争入札有資格者名簿に登載されている者または山口県の業務委託に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) この公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領又は下関市物品売買等及び業務委託に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと、または山口県業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、または病院と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績があること。

- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法律」という。）第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可（取扱廃棄物に「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全てを含む）を山口県知事又は山口県内の市長（以下「知事等」という。）から受けており、法律第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可（取扱廃棄物に「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全てを含む）を、当該業務を行う区域を管轄する知事等から受けている者
- (8) 上記（7）において、積み替え保管を行う場合は、その該当する区域の知事等の許可を受けていること。
- (9) 本入札参加要件のすべてを満たす収集運搬業者と処分業者が協力して入札に参加する場合（上記（7）については、産業廃棄物収集運搬業と産業廃棄物処分業のそれぞれの許可の要件を満たしていれば可能）は、委任状（様式 4）を提出できること。（別紙委任に基づき（受任者）が代表して入札に参加することができる。この場合、受任者及び委任者は、本入札に「個別」又は「別の他者と協力」して、重複して参加することはできない。）

3 契約条項を示す場所

下関市向洋町一丁目 1 3 番 1 号

下関市立市民病院 事務部経営企画グループ庶務用度班

4 参加手続き

参加を希望する者は、次に掲げる書類を下関市立市民病院事務部経営企画グループ庶務用度班へ提出すること。

ア 入札参加意思表明書（様式 1）

イ 同種同規模の契約実績調書（様式 2）

※ただし、契約書の写しを提出することで、様式 2 の提出に代えることができる。

ウ 産業廃棄物処分業許可証（写し）及び産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）

エ 「2 入札参加条件（8）」に該当する場合は、該当する区域の知事等の許可を受けていることを証する書類（写し）

オ 「2 入札参加条件（9）」に該当する場合は、委任状（様式 4）

5 提出期限

令和7年2月25日（火）12：00

なお、提出期限までに「4 参加手続き」に定める書類の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。

6 入札日時等

(1) 日時 令和7年2月26日（水）15：30

(2) 場所 下関市立市民病院 本館2階 講堂

7 入札保証金に関する事項

地方独立行政法人下関市立市民病院契約事務取扱規程第6条のいずれかに該当すると認められる場合は免除とする。

8 入札に関する事項

(1) 入札金額は執行予定総額（税抜）を記載し、業務費内訳書には収集運搬業務及び処分業務それぞれの単価（税抜）、予定数量を乗じて得た見積額、及び見積額の合計を記載すること。

(2) 契約については、各項目ごとの単価（税抜）で行うものとし、この契約単価については落札者の入札単価とする。

(2) 代理人による入札者については、代理人委任状（様式5）を入札時までに提出すること。

(3) 入札において、次の各号に該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札書による入札

エ 金額を訂正した入札書による入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書による入札

カ 明らかに連合と認められる入札

キ 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をしている者のした入札

ク その他競争入札に関する広告等に掲げる条件に違反した入札

(4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止、又は延期する場合がある。

9 契約書の作成

契約書は、収集運搬業者、処分業者、各々当院所定の契約書とする。

以上